

Scandinavian Union

Basic Treaty Agreement

北欧連合基本条約協定

前文

この条約は、「北欧連合」を、創設国であるオロチゲン連合王国、スランディア連邦共和国、ロストベルグ同君連合王国の三国による合意に基づいて創設されたことを宣言する国際文書である。北欧地域の「団結」の為に北欧連合としての基本姿勢を希求するものであるとする。

第1編 北欧連合全体の基本姿勢

北欧連合の基本姿勢は次の通り表明する。我々北欧連合は、北欧地域における民主的かつ自由主義の原則のもと三国で団結し北欧地域の経済的平和と安全保障面での平和を目標とし、北欧地域の独立を守ることを最終的な目的とする。原則として北欧連合は今後世界で発生すると考えられる経済戦争、貿易戦争、物理的攻撃を伴う戦争など国家間の争いに関しては、加盟国が攻撃の危険にさらされない限り、中立傍観する姿勢をとることとする。

第2編 民主主義についての基本姿勢

市民の平等と市民権を認め、北欧連合での合意は北欧地域に住む住民の総意に基づく。北欧連合は理事会、安全保障会議、貿易会議の三つの部門から構成される。これら三つの部門での議論や決定はすべて北欧地域市民の総意によるものとする。よって、理事会、安全保障会議、貿易会議の代表団はそれぞれ北欧市民に対して政治的な責任を負う。

第3編 北欧連合の具体的政策と域内活動の基本姿勢

域内市場、関税同盟など商品の自由な移動、農業及び漁業、人・サービス・社会資本の自由な移動、警察・司法協力などの自由・正義・安全についての分野、運輸分野、競争の原理・課税・法の調整、クローネによる金融・経済政策、雇用政策、教育・職業訓練・青年・スポーツ政策、文化政策、観光政策、宇宙開発分野、エネルギー政策、環境政策、原子力の保安に関する政策、行政協力の16の分野についての抽象的な方針を示す。

第4編 北欧連合の対外活動の基本姿勢

国際的な秩序に抵触しない限り、支援を求める第三国に対してのみ開発と人道的支援を行う。また、国際間での制裁決定は理事会による決定を必要とする。加盟国は、テロリストや侵略的信条を持つ国家からの攻撃を受けた場合や災害にさらされている場合は加盟国に人道支援を行うことを定める。

第5編 北欧安全保障基本条項

・第1条 名称

この条項の正式な名称は北欧連合安全保障基本条項である。

・第2条 平和維持の努力

締約国は、北欧地域の安全な独立状態を確保するためそれぞれが関係する国際紛争を平和的手段によって国際の平和および北欧地域の平和及び安全に正義を危うくしないよう努力し、基本的に中立傍観すること。武力による威嚇または攻撃を最大限慎むことを約束する。

・第3条 自衛力の維持と発展

締約国は、相互に協力して持続的かつ効果的な自助及び相互扶助により武力攻撃に対応しうるそれぞれの能力を維持し発展を促進する。

・第4条 集団的自衛権の実質的存在の否認

加盟国は、各国の国際関係上の理由により集団的自衛権を行使することは困難であることが予想されるため拘束力の発生する集団的自衛権はこの安全保障基本条項には規定しない。よって集団自衛権は北欧連合には実質存在しないことを宣言する。

・第5条 国際関係上実力部隊派遣などに該当しない行為の容認

前条にも記述があるように、国際関係上の理由を容認し、集団的自衛権の実質的存在を否定した上で、部隊派遣に該当しない武器供与、兵器供与などの支援は容認する。

第6編 貿易基本三条項

・第1条 貿易の目標

締約国の貿易の目標は、自由闊達な経済協力を促進することである。

・第2条 武器等の貿易に関する緊急条項の容認

締約国間は、緊急の有事の時に平時の関税を撤廃し、無償で武器等を輸出入することを認める。ただし緊急的措置であって常に発出されてはならない。

・第3条 オブザーバー国の貿易参加の将来的な承認

加盟国ではなく、準加盟国的立場の国家においても武器の輸出入以外での理事会、貿易会議において決定された品目については貿易参加を特例的に認めることとする。

最終編 加盟国による署名

最後に、北欧連合加盟国代表団による署名により、北欧連合結成をここに宣言する。

オロチゲン連合王国代表

Matti Eensio Nykänen

スランディア連邦共和国代表

Mannerheim

ロストベルグ同君連合王国代表

Albrecht Conchuler

よって三国の代表による署名をもって2022年7月29日に等しく公用語の日本語で作成した。